

指宿広域市町村圏組合職員定数条例

(昭和46年指宿広域市町村圏組合条例第4号)

改正 昭和51年指宿広域市町村圏組合条例第1号
昭和53年指宿広域市町村圏組合条例第1号
昭和54年指宿広域市町村圏組合条例第5号
平成5年指宿広域市町村圏組合条例第7号
平成8年指宿広域市町村圏組合条例第3号
平成17年指宿広域市町村圏組合条例第3号
平成19年指宿広域市町村圏組合条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第3項の規定に基づき、指宿広域市町村圏組合に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、23人とする。

(職員の定数の配分)

第3条 前条に規定する職員の定数の事務局内の配分は、管理者が定める。

第4条 併任の場合の職員は、これを定数外とすることができる。

附 則

この条例は、昭和46年10月11日から施行する。

附 則 (昭和51年指宿広域市町村圏組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年指宿広域市町村圏組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年指宿広域市町村圏組合条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年指宿広域市町村圏組合条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 8 年指宿広域市町村圏組合条例第 3 号）
この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成17年指宿広域市町村圏組合条例第 3 号）
この条例は、平成18年 1 月 1 日から施行する。

附 則 （平成19年指宿広域市町村圏組合条例第 1 号）
この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。